

「訴訟せぬ」の真意など

熊本地方 法務局 水俣病患者を調査

熊本地方法務局はこのほど、水俣病患者の人権問題で現地調査を行なった。調査の内容は①会社からもらっている見舞い金の金額②患者に財産があるかどうか③患者が扶養者が被扶養者か④先の「公害訴訟は起さぬ」との申し合

わせは各患者の真意かどうか⑤など。調査は果人権擁護連合会の委嘱で二十二、三両日、同局樋口人権擁護課長、永井係長の二人で行なわれ、十月末までにまとめて、十一月五日の連合会総会の席上報告する。

調査は、面接方式によって行なわれ、二日間で患者家庭五十八世帯のうち五十余世帯を調べ、数世

帯が残ったが、法務局ではこれで調査を打ち切るといつている。

法務局の話では、調査の焦点は①公害病とみなされる水俣病患者たちが、現在会社から出されている見舞い金で生活が保障されているか②公害訴訟は起さぬ、との患者家庭互助会の申し合わせに、外部の圧力や利益誘導的なものがなかったかどうかの二点にあったといわれる。

この点についてまだ詳細な報告はないが、樋口課長は「患者の様子は見るにしのびない」と報告しているという。しかし、地元水俣

では法務局がわずか二日間で五十世帯の患者家庭の調査を終了した

ことで「どの程度患者の真意を聞き出せたのか」と疑問視する向きもある。

なお、同調査はさきに熊短大の内田教授から「水俣病患者に対する行政的な措置などに人権無視の疑いがある」と同会に問題が出され、また本社のキャンペーン記事「水俣病は叫ぶ」によって、一般に知られていない実態が報道されたため、さる六月の理事会で正式に取り上げられ、法務局に調査が委嘱された。法務局の結論が人権侵害や無視の事実があるとなれば、連合会では検討の上で具体的措置をとる方針である。

◇川莖熊本地方法務局長の話

調査はこれで打ち切る。患者が悲惨だったという報告があった。十月末に結論を出す。ただ、集計の方法が問題だ。

◇日吉ふみ子水俣病対策市民会議会長の話 二日間で五十余世帯を回って真意が聞けるかどうか。最近みんなとかく神経質になってる時期だけに結果がどう出るか不安だ。公正な結論を期待している。